

輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について (お知らせ)

平成6年3月25日 貿易局安全保障貿易管理課

最終改正 平成20・10・17 貿局第4号

平成20年10月31日 貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)(以下「運用通達」という。)1-1の(2)の(ハ)の(d)又は「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号)2の(2)により輸出許可申請書又は役務取引許可申請書に添付する書類(以下「添付書類」という。)について、平成10年4月1日以降下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせします。

記

1 添付書類

(1)

① 別表1の1に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とし、輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外国為替令(以下「外為令」という。)別表の2の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引を行う場合(政府間取極に基づく貨物の輸出若しくは技術の提供を目的とする取引に該当する場合は除く。)

(注) 政府間取極に基づく貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供については、資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課へ問い合わせてください。

② アイスランドを仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の3の項(2)7及び(2)9並びに4の項(4)、(13)、(15)2、(15)4、(16)及び(24)に掲げる貨物の輸出(2の項の中欄に該当するものに限る。)又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の場合

(a) 添付書類等は、次の表に従い作成してください。

	添 付 書 類
①	輸出令別表第1又は外為令別表の規定と当該貨物又は技術の仕様(形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素)との対比表
②	カタログ、仕様書等の貨物又は技術の仕様(形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素)を証する資料
③	「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」(平成4年7月31日付け4貿局第283号)(以下「大量破壊兵器通達」という。)の別記3の1に従った書類及び別記4の1のA又は2のAの誓約書

以上の書類を1通作成してください。

(b) 貨物又は技術が複数にわたる場合には、(a)の①はそれぞれの貨物又は技術ごとに作成してください。(ただし、同一の「型及び等級」の場合、製造番号ごとでなくまとめて記載することもできます。)

(c) 台湾を仕向地とする場合は、大量破壊兵器通達の別記4の3の保証書も併せて提出してください。

(d) 当該役務取引許可申請において、輸出許可申請済又は同時に申請する場合の添付書類が同じ書類であれば添付することが省略できますので、役務取引許可申請における申請理由書に当該輸出許可申請において提出した旨を記載してください(なお、先に役務取引許可申請がなされている場合は、同様に添付することが省略できますので、輸出許可申請における申請理由書に役務取引許可申請において提出した旨を記載してください。)

(e) なお、必要に応じて(a)以外の書類の提出をお願いすることがあります。

(2)

① 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(以下「貨物等省令」という。)第2条第1項第一号に該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とする場合

② 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イ若しくはロ若しくは第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」、③に定める「はの③地域」又はイランを仕向地又は提供地とする場合

③ 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ハからリまで若しくは第三号ヘからヤまでのいずれかに掲げる貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の③に定める「はの③地域」を仕向地又は提供地とする場合

④ 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ハからホまで若しくは第三号ヘからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、イランを仕向地又は提供地とするもの

⑤ 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ヘからリまで若しくは第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」及び③に定める「はの③地域」以外の地域を仕向地又は提供地とするもの

⑥ 輸出令別表第1の3の項(2)に該当する貨物の輸出若しくは当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引であって、運用通達別表第1の別紙の(注4)に定める「に地域」を仕向地又は提供地とする場合

(a) 添付書類等は、次の表に従い作成してください。

	添 付 書 類
①	輸出令別表第1又は外為令別表の規定と当該貨物又は技術の仕様(形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素)との対比表
②	カタログ、仕様書等の貨物又は技術の仕様(形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素)を証する資料
③	①a 技術の提供者又は貨物の輸出者(以下「輸出者等」という。)と技術を利用する者又は貨物の需要者(以下「需要者等」という。)(又は予定される需要者等)と

	<p>の間の過去の取引関係</p> <p>㉑最終製品(又は予定される最終製品)の概要及びそれらの輸出令別表第1の該非</p> <p>㉒当該貨物(又は当該技術)の予定される納入先(又は提供先)</p> <p>㉓輸出者等と技術の提供を目的とする取引の相手方又は貨物の輸入者(以下「輸入者等」という。)との過去の取引関係</p> <p>㉔貨物の需要者(又は予定される需要者)の当該貨物の調達実績及び最終製品の生産状況(過去3年間)(様式2参照)</p> <p>㉕当該貨物(又は当該技術)の設置工場(又は当該技術を使用する工場)の名称及び所在地を示す地図</p> <p>㉖当該貨物(又は当該技術)を使用するプラントの全体図及び最終製品の製造フロー図(当該貨物の使用箇所を明示したもの)</p> <p>㉗当該貨物(又は当該技術)を使用目的(当該貨物(又は当該技術)を使用して生成又は精製する物質が存在する場合にはその化学品目も記入のこと。)及び新設、増設、補修の区別</p>
④	<p>(2)の①又は⑥の場合</p> <p>大量破壊兵器通達の別記3の1に従った書類及び別記4の1のA又は2のAの誓約書</p> <p>(2)の②の場合</p> <p>大量破壊兵器通達の別記3の1に従った書類及び別記4の1のDの誓約書</p> <p>(2)の③、④又は⑤の場合</p> <p>大量破壊兵器通達の別記3の1に従った書類及び別記4の1のE又は2のEの誓約書(別記4の2のEについては(2)の3の場合に限る。)</p>

以上の書類を1通作成して下さい。

- (b) 貨物又は技術が複数にわたる場合には、(a)の①はそれぞれの貨物又は技術ごとに作成して下さい。
(ただし、同一の「型及び等級」の場合、製造番号ごとでなくまとめて記載することもできます。)
- (c) 以上の書類を((a)の③については、輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物の場合にあつては、㉑から㉔まで及び㉖の資料、輸出令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物の場合にあつては、㉑から㉓まで及び㉕から㉗までの資料)を1通作成して下さい。
- ただし、(2)の①又は③に該当する場合であつて、輸出される貨物の量が20キログラム以下(貨物等省令第2条第1項第二号ホに該当する貨物については1キログラム以下)の申請の場合には、(a)の③の㉑、㉓及び㉖並びに④の書類を添付する必要はありません(特に指示する場合はこの限りではない)。

(d) 外為令別表の3の項の中欄に掲げる技術の提供の場合は、(a)の③の㉔の資料を省略することができます。

(e) 台湾を仕向地とする場合は、大量破壊兵器通達の別記4の3の保証書も併せて提出してください。((2)の⑤に該当する場合を除く。)

(f) (2)の②に該当する場合には、大量破壊兵器通達の別記4の4の(1)の書類も併せて提出してください。

(g) (2)の⑤に該当する場合(イランを仕向地又は提供地とする場合を除く。)には、輸入国政府(外務省又は輸入管理当局)が発行する大量破壊兵器通達の別記4の4の(2)の証明書も併せて提出してください。

なお、輸入国政府の窓口が不明な場合は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課までお問い合わせください。

(h) 当該役務取引許可申請において、輸出許可申請済又は同時に申請する場合の添付書類が同じ書類であれば添付を省略することができますので、役務取引許可申請における申請理由書に当該輸出許可申請において提出した旨を記載してください(なお、先に役務取引許可申請がなされている場合は、同様に添付することが省略できますので輸出許可申請における申請理由書に役務取引許可申請において提出した旨を記載してください。)

(i) なお、必要に応じて(a)以外の書類の提出をお願いすることがあります。

(3) 別表1の2に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の3の2の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の3の2の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引を行う場合

(a) 添付書類等は、次の表に従い作成してください。

	添 付 書 類
①	輸出令別表第1又は外為令別表の規定と当該貨物又は技術の仕様(形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素)との対比表
②	カタログ、仕様書等の貨物又は技術の仕様(形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素)を証する資料
③	㉑輸出者等と需要者等(又は予定される需要者等)との間の過去の取引関係 ㉒最終製品(又は予定される最終製品)の概要及びそれらの輸出令別表第1の該非 ㉓当該貨物(又は当該技術)の予定される納入先(又は提供先) ㉔輸出者等と輸入者等との過去の取引関係 ㉕当該貨物(又は当該技術)の設置工場(又は当該技術を使用する工場)の名称及び所在地を示す地図 ㉖当該貨物(又は当該技術)を使用するプラントの全体図及び最終製品の製造フロー図(当該貨物の使用箇所を明示したもの) ㉗当該貨物(又は当該技術)の使用目的及び新設、増設、補修の区別
④	大量破壊兵器通達の別記3の1に従った書類及び別記4の1のA又は2のAの誓約書

以上の書類を1通作成してください。

(b) 貨物又は技術が複数にわたる場合には、(a)の①はそれぞれの貨物又は技術ごとに作成してください。

(ただし、同一の「型及び等級」の場合、製造番号ごとでなくまとめて記載することもできます。)

(c) 台湾を仕向地とする場合は、大量破壊兵器通達の別記4の3の保証書も併せて提出してください。

(d) なお、必要に応じて(a)以外の書類の提出をお願いすることがあります。

(4) 別表1の3に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の4の項の中欄に掲げる技術の提供を行う場合

(a) 添付書類等は、次の表に従い作成してください。

添 付 書 類	
①	輸出令別表第1又は外為令別表の規定と当該貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）との対比表
②	カタログ、仕様書等の貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）を証する資料
③	大量破壊兵器通達の別記3の1に従った書類及び別記4の1のA又は2のAの誓約書

以上の書類を1通作成してください。

(b) 貨物又は技術が複数にわたる場合には、(a)の①はそれぞれの貨物又は技術ごとに作成してください。（ただし、同一の「型及び等級」の場合、製造番号ごとでなくまとめて記載することもできます。）

(c) 台湾を仕向地とする場合は、大量破壊兵器通達の別記4の3の保証書も併せて提出してください。

(d) 当該役務取引許可申請において、輸出許可申請済又は同時に申請する場合の添付書類が同じ書類であれば添付を省略することができますので、役務取引許可申請における申請理由書に当該輸出許可申請において提出した旨を記載してください（なお、先に役務取引許可申請がなされている場合は、同様に添付することができますので輸出許可申請における申請理由書に役務取引許可申請において提出した旨を記載してください。）。

(e) なお、必要に応じて(a)以外の書類の提出をお願いすることがあります。

(5)

① 輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引であって、輸出令別表第4に掲げる地域又はアフガニスタンを仕向地又は提供地とするもの

② 「輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物」（平成13年経済産業省告示第758号）に掲げる貨物（以下「告示で定める貨物」という。）若しくは輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」（平成8年9月4日付け8貿局第365号。以下「通常兵器通達」という。）付表に掲げる技術若しくは外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引であって、輸出令別表第3に掲げる地域並びに輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を仕向地又は提供地とするもの（需要者等が確定していない場合に限る。）

③ 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の15の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引であって、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地又は提供地とするもの

(a) 添付書類等は、次の表に従い作成してください。

添 付 書 類	
①	輸出令別表第1又は外為令別表の規定と当該貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）との対比表
②	カタログ、仕様書等の貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）を証する資料
③	通常兵器通達の別記2に従った書類及び別記3の誓約書

以上の書類を1通作成してください。

なお、貨物等省令第7条第三号ハ又はホに該当する貨物の輸出については、通常兵器通達の別記3の1又は2に規定する誓約事項に代え、他の誓約事項を盛り込んだ誓約書の提出を求められます。

(b) 貨物又は技術が複数にわたる場合には、(a)の①はそれぞれの貨物又は技術ごとに作成してください。

(ただし、同一の「型及び等級」の場合、製造番号ごとでなくまとめて記載することもできます。)

(c) なお、必要に応じて(a)以外の書類の提出をお願いすることがあります。

(6)

① 別表1の4に掲げる地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物（貨物等省令第14条第三号に該当するものに限る。）の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供の場合

② 別表1の5に掲げる地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物（貨物等省令第14条第二号、八号又は十一号に該当するものに限る。）の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供の場合

③ 別表1の4に掲げる地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物又は貨物等省令第13条第6項に該当するものに限る。）の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供の場合（需要者等が確定していない場合に限る。）

④ 別表1の5に掲げる地域を仕向地又は提供地とし、輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物又は貨物等省令第13条第1項に該当するものに限る。）の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供の場合（需要者等が確定していない場合に限る。）

(a) 添付書類等は、次の表に従い作成してください。

添 付 書 類	
①	輸出令別表第1又は外為令別表の規定と当該貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）との対比表
②	カタログ、仕様書等の貨物又は技術の仕様（形状、寸法、材質及び性能その他の特性を示す諸要素）を証する資料
③	(6)の①又は②の場合 大量破壊兵器通達の別記3の1に従った書類及び通常兵器通達の別記3の1又は3の2の誓約書 (6)の③又は④の場合

大量破壊兵器通達の別記3の1に従った書類及び通常兵器通達別記3の3の誓約書

以上の書類を1通作成してください。

(b) 貨物又は技術が複数にわたる場合には、(a)の①はそれぞれの貨物又は技術ごとに作成してください。

(ただし、同一の「型及び等級」の場合、製造番号ごとでなくまとめて記載することもできます。)

(c) なお、必要に応じて(a)以外の書類の提出をお願いすることがあります。

(7) 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引の場合であって、次に掲げる場合に該当するとき。

イ 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号。以下「省令」という。)又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号のニイ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合(平成13年経済産業省告示第759号。以下「告示」という。)の規定に該当するとき。

(a) 添付書類等は、次の表に従い作成してください。

添 付 書 類	
①	貨物・技術の概要及び特性(様式1参照)
②	カタログ、仕様書等の技術資料
③	省令又は告示の規定(省令又は告示の第二号又は第三号にあつては、本則に限る。)に該当することを示すすべての文書等 ①契約書の場合 省令又は告示の規定に該当する箇所の写し ②輸出者又は取引を行おうとする者が入手した文書又は図画の場合 当該文書又は図画の名称、入手時期、入手先、入手経緯及び省令又は告示の規定に該当する内容を記載した説明書並びに規定に該当する箇所の写し ③輸出者又は取引を行おうとする者が入手した電磁的記録の場合 当該電磁的記録の種類、入手時期、入手先、入手経緯及び省令又は告示の規定に該当する内容を記載した説明書並びに規定に該当する箇所の写し(当該電磁的記録を印刷できる場合は印刷したものも併せて添付すること) ④輸入者等又は相手方等から受けた連絡の場合 当該連絡の方法、受けた時期、連絡者、受けた経緯及び省令又は告示の規定に該当する内容を記載した説明書(様式3参

	照)
④	当該貨物又は当該技術の最終用途を示す文書等
⑤	省令第二号又は第三号に規定する「当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなきとき」又は、告示第二号又は第三号に規定する「当該技術が核兵器等の開発等及び輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表に掲げる行為以外のために利用されることが明らかなきとき」に該当しないことの検討結果(なお、省令又は告示の第二号又は第三号の本則以外の部分を以下「明らかな要件」という。)
⑥	大量破壊兵器通達の別記3の2に従った書類及び別記4の5の誓約書

以上の書類を1通作成してください。ただし、

告示又は省令の規定のうち、当該技術又は当該貨物が核兵器等の開発等のために利用される又は用いられる場合に該当するときは、⑥の書類のうち別記4の5の誓約書は原則として除きます。

- (b) 貨物又は技術が複数にわたる場合には、(a)の①はそれぞれの貨物又は技術ごとに作成してください。
- (c) 当該役務取引許可申請において、輸出許可申請済又は同時に申請する場合の添付書類が同じ書類であれば添付することを省略できますので、役務取引許可申請における申請理由書に当該輸出許可申請において提出した旨を記載してください(なお、先に役務取引許可申請がなされている場合は、同様に添付することが省略できますので輸出許可申請における申請理由書に役務取引許可申請において提出した旨を記載してください)。
- (d) 必要に応じて指定した書類以外の書類等の提出をお願いすることがあります。
- (e) なお、「明らかな要件」の判断に関しては、経済産業省より「ガイドライン」(「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号のニイ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合第二号及び第三号に定める「明らかなきとき」を判断するためのガイドラインについて」)を出しておりますので、これを用いられることを推奨します。
- ロ 輸出令第4条第1項第三号ロ若しくは第四号ロ又は貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。)第9条第1項第三号の二ロ若しくは第四号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。
- (a) 原則としてイの(a)の①、②、④及び⑥(誓約書を除く。)の書類を作成するとともに、当該通知文書(原本)を併せて提出してください。
- なお、当該通知文書については、内容確認後返却します。
- (b) その他、イの(b)から(d)までの扱いについては同様とします。

ハ 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成20年経済産業省令第57号。以下「通常兵器開発等省令」という。）又は貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号の二ハ及び第四号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合（平成20年経済産業省告示第187号。以下「通常兵器開発等告示」という。）の規定に該当するとき。

(a) 添付書類等は、次の表に従い作成してください。

	添 付 書 類
①	貨物・技術の概要及び特性(様式1参照)
②	カタログ、仕様書等の技術資料
③	<p>通常兵器開発等省令又は通常兵器開発等告示の規定に該当することを示すすべての文書等</p> <p>①契約書の場合 通常兵器開発等省令又は通常兵器開発等告示の規定に該当する箇所の写し</p> <p>②輸出者又は取引を行おうとする者が入手した文書又は図画の場合 当該文書又は図画の名称、入手時期、入手先、入手経緯及び通常兵器開発等省令又は通常兵器開発等告示の規定に該当する内容を記載した説明書並びに規定に該当する箇所の写し</p> <p>③輸出者又は取引を行おうとする者が入手した電磁的記録の場合 当該電磁的記録の種類、入手時期、入手先、入手経緯及び通常兵器開発等省令又は通常兵器開発等告示の規定に該当する内容を記載した説明書並びに規定に該当する箇所の写し(当該電磁的記録を印刷できる場合は印刷したものと併せて添付すること)</p> <p>④輸入者等又は相手方等から受けた連絡の場合 当該連絡の方法、受けた時期、連絡者、受けた経緯及び通常兵器開発等省令又は通常兵器開発等告示の規定に該当する内容を記載した説明書(様式3参照)</p>
④	当該貨物又は当該技術の最終用途を示す文

	書等
⑤	通常兵器通達の別記2に従った書類

以上の書類を1通作成してください。

(b) 貨物又は技術が複数にわたる場合には、(a)の①はそれぞれの貨物又は技術ごとに作成してください。

(c) 当該役務取引許可申請において、輸出許可申請済又は同時に申請する場合の添付書類が同じ書類であれば添付することを省略できますので、役務取引許可申請における申請理由書に当該輸出許可申請において提出した旨を記載してください(なお、先に役務取引許可申請がなされている場合は、同様に添付することが省略できますので輸出許可申請における申請理由書に役務取引許可申請において提出した旨を記載してください。)

(d) 必要に応じて指定した書類以外の書類等の提出をお願いすることがあります。

ニ 輸出令第4条第1項第三号ニ若しくは第四号ニ又は貿易外省令第9条第1項第三号のニニ若しくは第四号ニの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

(a) 原則としてハの(a)の①、②、④及び⑤の書類を作成するとともに、当該通知文書(原本)を併せて提出してください。

なお、当該通知文書については、内容確認後返却します。

(b) その他、ハの(b)から(d)までの扱いについては同様とします。

2 誓約書に係る手続き

「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」(平成8年9月4日付け8貿局第365号)の別記3の1の(1)、2の(1)、3の(1)、「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」(平成4年7月31日付け4貿局第283号)の別記4の1のAの(1)、1のD、1のEの(1)、2のAの(1)、2のEの(1)又は5に基づき提出される輸入者等又は需要者等の誓約書については、当該誓約書原本及び写しを各1通提出してください。内容確認後、原本は返却します。

なお、以下のいずれかに掲げる場合においては、原本を提出せずに写しのみの提出をもってこれに代えることができます。

(1) 「輸出貿易管理令の運用について」(輸出注意事項62第11号・62貿局第322号)の1-1(2)(ハ)(d)の証明書を併せて提出する場合

(2) 輸出者等の誓約書において、需要者等から誓約書を取得していること及びその内容を需要者等が十分に理解した上で誓約されたものである旨の記載がある場合(具体的な記載例は以下のとおり。)

(貨物(役務)申請の場合の例)

「弊社は、需要者(提供する技術を利用する者)である〇〇〇〇会社の代表者(又は授権者)である〇〇〇〇氏から〇年〇月〇日付けで誓約書を取得しており、その内容については需要者(提供する技術を利用する者)が十分に理解した上で誓約していることに相違ありません。」

(貨物(役務)申請のストック販売の場合[需要者が不確定の場合]の例)

「弊社は、輸入者(取引の相手方)である〇〇〇〇会社の代表者(又は授権者)である〇〇〇〇氏から〇年〇月〇日付けで誓約書を取得しており、その内容については輸入者(取引の相手方)が十分に理解した上で誓約していることに相違ありません。」

別表1

1 アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、キ

プロス、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、カザフスタン、大韓民国、ラトビア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国及びアメリカ合衆国

2 アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、キプロス、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及びアメリカ合衆国

3 アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国及びアメリカ合衆国

4 ベラルーシ、ブラジル、ブルガリア、キプロス、カザフスタン、ラトビア、ロシア、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、トルコ、ウクライナ

5 ブラジル、アイスランド、ロシア、南アフリカ共和国、トルコ、ウクライナ

様式 1

貨物・技術の概要及び特性

ページ /

番号	貨物名及び型番等並びに技術名	メーカー若しくは供給者名又は提供者名	貨物・技術の概要及び技術の提供方法	数量単位	価額・対価	輸出令別表第1・外為令別表番号	特性（輸出令別表第1・外為令別表記載項目との対比表等の別紙を用いる場合には参照番号記入）	契約書中の対応アイテム番号	※判定結果	
									区分	判定
総価額・対価										

様式 2

需要者の当該貨物の調達実績(過去3年間)

暦年	数量 (kg)	国 別 内 訳		備 考
		国 名	数 量	

需要者の最終製品の生産状況(過去3年間)

暦年	生産量 (kg, t)	当該貨物の使用量	原単位	備 考

様式3

連絡を受けた概要

1 申請者(氏名又は名称)

印

2 連絡を受けた日

3 当該連絡の方法

4 連絡をしてきた者(複数であったり、介在者がいる場合には全て記述のこと)

(1) 氏 名

(2) 所 属

(3) 役 職

5 連絡を受けた者

(1) 氏 名

(2) 所 属

(3) 役 職

6 連絡を受けた経緯

7 連絡内容を以下に具体的に記入して下さい